

報告第5号

令和6年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和6年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

令和6年度一関市繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|----------|---------|--------------------|-------------|-------------|---------|------------|-------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 公共施設等総合管理計画推進事業 | 167,525,000 | 162,570,000 | | | 148,700,000 | | 13,870,000 |
| | | 中里市民センター整備事業 | 31,108,000 | 22,308,000 | 40,000 | | 21,100,000 | | 1,168,000 |
| | | 公共施設等総合管理計画推進事業 | 58,900,000 | 58,900,000 | | | 58,900,000 | | |
| | | 公共施設等総合管理計画推進事業 | 104,255,000 | 104,255,000 | 29,000 | | 99,000,000 | | 5,226,000 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 住民税非課税世帯等支援給付金給付事業 | 13,338,000 | 10,138,000 | | 7,198,000 | | | 2,940,000 |
| | | 介護施設等整備事業費補助金 | 19,194,000 | 16,373,000 | | 16,373,000 | | | |
| | 2 児童福祉費 | わかばクラブ整備事業 | 139,656,000 | 139,656,000 | | | 132,600,000 | | 7,056,000 |
| | | 私立保育施設整備事業費補助金 | 274,695,000 | 129,107,000 | 33,000 | 88,760,000 | 40,300,000 | | 14,000 |
| | | 子どもの居場所づくり整備事業費補助金 | 50,000,000 | 50,000,000 | | | | 50,000,000 | |
| | | 摺沢地区こども園整備事業 | 254,677,000 | 213,570,000 | | | 213,500,000 | | 70,000 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 担い手確保・経営強化支援事業費補助金 | 29,053,000 | 29,053,000 | | 29,053,000 | | | |
| | | ため池ハザードマップ作成事業 | 19,200,000 | 19,200,000 | | 18,967,000 | | | 233,000 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|----------|---------|-------------------|-------------|-------------|---------|------------|-------------|-----|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 6 農林水産業費 | 2 林業費 | 森林病害虫等防除事業 | 4,290,000 | 4,290,000 | | 798,000 | | | 3,492,000 |
| | | 特用林産施設等体制整備事業費補助金 | 3,374,000 | 2,977,000 | | 2,955,000 | | | 22,000 |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 公共施設等総合管理計画推進事業 | 3,818,000 | 3,818,000 | | | | | 3,818,000 |
| | | 社員寮整備事業費補助金 | 10,000,000 | 10,000,000 | | | | | 10,000,000 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路維持補修事業 | 11,637,000 | 11,637,000 | | | 11,600,000 | | 37,000 |
| | | 道路新設改良事業（一関地域） | 223,105,000 | 191,656,000 | | | 191,500,000 | | 156,000 |
| | | 橋梁長寿命化事業 | 196,609,000 | 196,299,000 | 49,000 | 42,907,000 | 153,300,000 | | 43,000 |
| | 5 住宅費 | 大規模盛土造成地調査事業 | 30,000,000 | 30,000,000 | | 10,000,000 | | | 20,000,000 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 常備消防車両整備事業 | 277,421,000 | 277,421,000 | 8,000 | | 258,000,000 | | 19,413,000 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 一関小学校整備事業 | 57,453,000 | 44,773,000 | 20,000 | | 44,700,000 | | 53,000 |
| | 3 中学校費 | 公共施設等総合管理計画推進事業 | 30,398,000 | 23,000,000 | 89,000 | | 22,900,000 | | 11,000 |
| | 6 社会教育費 | 巡回文庫事業 | 24,975,000 | 23,834,000 | | | 22,300,000 | | 1,534,000 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|----------|---------------|------------------|---------------|---------------|---------|-------------|---------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 11 災害復旧費 | 1 農林施設災害復旧費 | 令和6年農地災害復旧事業 | 13,784,000 | 13,784,000 | | 8,184,000 | 500,000 | 61,000 | 5,039,000 |
| | 2 公共土木施設災害復旧費 | 令和6年公共土木施設災害復旧事業 | 11,215,000 | 11,215,000 | | 6,239,000 | 3,300,000 | | 1,676,000 |
| 合 計 | | | 2,059,680,000 | 1,799,834,000 | 268,000 | 231,434,000 | 1,422,200,000 | 50,061,000 | 95,871,000 |

報告第6号

令和6年度一関市工業団地整備事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和6年度一関市工業団地整備事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

令和6年度一関市繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----------------|-------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|-----|------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 工業団地整備 事業費 | 1 工業団地整備事業費 | (仮称) 一関インター西産業用地整備事業 | 219,870,000 | 219,870,000 | 109,970,000 | | 109,900,000 | | |
| 合 計 | | | 219,870,000 | 219,870,000 | 109,970,000 | | 109,900,000 | | |

報告第7号

令和6年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、令和6年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

令和6年度一関市事故繰越し繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 行為額 | 左の内訳 | | 支出負担 行為予定額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 説明 |
|--------|--------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--|----|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | | | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 学校運営事業 | 円 9,900,000 | 円 9,900,000 | 円 9,900,000 | 円 9,900,000 | 円 9,900,000 | 円 2,720,000 | 円 7,000,000 | 円 180,000 | 円 180,000 | 納入業者において、 スクールバスの発注 事務に遅延があり、 年度内の納入が困難 となったため | |
| 合 計 | | | 9,900,000 | 9,900,000 | | 9,900,000 | 2,720,000 | 7,000,000 | | 180,000 | | | |

報告第8号

令和6年度一関市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年度一関市下水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤 善仁

令和6年度一関市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|---------|---------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-------------|-----|--|----|
| | | | | | | 企業債 | 工事負担金 | 補助金 | 当年度損益勘定留保資金 | | | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道荻野地区枝線その2工事 | 円 82,500,000 | 円 33,000,000 | 円 49,500,000 | 円 28,200,000 | 円 2,475,000 | 円 18,805,000 | 円 20,000 | 円 | 施工に伴う近隣住民用の臨時駐車場の確保に期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道荻野地区他枝線工事 | 58,220,800 | 23,000,000 | 35,220,800 | 29,500,000 | 1,761,000 | 3,869,000 | 90,800 | | 県の補助金交付調整に期間を要し、その後の工事発注となったことから、本工事の年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道荻野地区枝線その4工事 | 25,300,000 | 10,120,000 | 15,180,000 | 14,400,000 | 759,000 | | 21,000 | | 施工に伴う近隣住民用の臨時駐車場の確保に期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道館地区枝線その7工事 | 22,660,000 | 9,000,000 | 13,660,000 | 12,900,000 | 683,000 | | 77,000 | | 施工区間内の既設水道管や排水施設の撤去、仮設水道管の設置に期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道館地区マンホールポンプ設置工事 | 14,223,000 | | 14,223,000 | 13,500,000 | 711,000 | | 12,000 | | 入札不調により契約に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 磐井川流域関連一関公共下水道清水地区他舗装復旧工事 | 63,015,300 | | 63,015,300 | 59,800,000 | 3,150,000 | | 65,300 | | 路面状況から早期の舗装が必要となり、令和7年3月に工事発注したため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 一関市公共下水道(東山処理区)山谷中の橋マンホールポンプ更新工事 | 14,531,000 | | 14,531,000 | 7,200,000 | | 7,265,000 | 66,000 | | マンホールポンプの納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 一関市公共下水道(東山処理区)羽根堀他マンホールポンプ更新工事 | 6,710,000 | | 6,710,000 | 3,300,000 | | 3,355,000 | 55,000 | | マンホールポンプの納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 一関市公共下水道(東山処理区)深堀マンホールポンプ更新工事 | 5,995,000 | | 5,995,000 | 3,000,000 | | 2,943,000 | 52,000 | | マンホールポンプの納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 | |

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 | |
|----|-------|-----|-------|------------------------------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|----------------------------|----|--|
| | | | | | | 企業債 | 工事負担金 | 補助金 | 当年度損益勘定留保資金 | | | | |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 東山浄化センター曝気装置インバータ更新工事 | 1,397,000 | | 1,397,000 | 600,000 | | 768,000 | 29,000 | | インバータの納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 一関公共下水道銅谷町12-23他宅内マンホールポンプ場ポンプ更新工事 | 798,600 | | 798,600 | 700,000 | | | 98,600 | | マンホールポンプの納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 農業集落排水興田地区機能強化工事 | 42,344,500 | | 42,344,500 | 21,100,000 | | 21,167,000 | 77,500 | | 更新する機器の納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 |
| 1 | 資本的支出 | 1 | 建設改良費 | 二日町処理区マンホールポンプ場監視装置更新工事 | 561,000 | | 561,000 | 500,000 | | | 61,000 | | マンホールポンプ場監視装置の納入に期間を要し、年度内完了が困難となったため。 |
| 合計 | | | | 338,256,200 | 75,120,000 | 263,136,200 | 194,700,000 | 9,539,000 | 58,172,000 | 725,200 | | | |

報告第9号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 11 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 44,781円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として44,781円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市花泉町
個人

4 事故の概要

令和 7 年 3 月 11 日午後 1 時 25 分頃、花泉町永井字大森地内において、消防団員が火災現場に出動するため小型動力ポンプ積載車で市道永井大森 3 号線を走行中、火災現場への経路を変更するため、車両を停車し後退させた際、後方に停車していた相手方車両に接触し、左フロントバンパーを破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第10号

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、
これを報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月14日

一関市長 佐藤善仁

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第11号

一関市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月15日

一関市長 佐藤善仁

一関市都市公園条例の一部を改正する条例

一関市都市公園条例（平成17年一関市条例第179号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(園路及び広場)</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) [略]</p> | <p>(園路及び広場)</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) [略]</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

報告第12号

一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年一関市条例第196号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

（一関市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 一関市病院事業の設置等に関する条例（平成23年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 |

当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

報告第13号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号及び第8号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号及び第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(市民税の申告) 第37条の2 [略] 2～8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</p> | <p>(市民税の申告) 第37条の2 [略] 2～8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</p> |

の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第66条の2 [略]

2～12 [略]

の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第66条の2 [略]

2～12 [略]

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

13 [略]

14 [略]

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第85条の2 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

14 [略]

15 [略]

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第85条の2 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) [略]

3 [略]

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第86条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は _____ 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) [略]

3 [略]

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第86条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される

世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) [略]

3 [略]

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第124条の2 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 [略]

5 [略]

(特別土地保有税の減免)

第124条の2 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第133条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第133条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の市税条例第79条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

一関市市税条例の改正概要

| 要 旨 | 【個人市民税】 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）の改正に伴い引用条項を改めるもの | | |
|--------------|--|---|--|----------|
| | 【軽自動車税】 | 種別割の税率に係る原動機付自転車の規定の整備など | | |
| | 【固定資産税】 | 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置適用の特例の追加 | | |
| 一関市市税条例の一部改正 | | | | |
| 税目 | 条項（改正後） | 改正理由・内容 | | 施行期日 |
| 市民税 | 第37条の2（市民税の申告） | 番号法の改正に伴い、引用条項を改めるもの | | 令和7年4月1日 |
| 固定資産税 | 第63条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） | 番号法の改正に伴い、引用条項を改めるもの | | |
| | 第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） | 新築の日から20年以上を経過したマンションであって長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置について、固定資産税減額申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする規定を追加するもの | | |
| 軽自動車税 | 第79条（種別割の税率） | 地方税法の改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率に新基準原付の区分を追加するもの （総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御した原動機付自転車（新基準原付）2,000円を追加） | | |
| | 第85条の2（種別割の減免） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法の改正に伴い、引用条項を改めるもの ・ 軽自動車税種別割の標準税率の新基準原付の区分の追加に伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整備するもの | | |
| | 第86条（身体障害者等に対する種別割の減免） | 道路交通法の改正に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するもの | | |
| 入湯税 | 第133条（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） | 番号法の改正に伴い、引用条項を改めるもの | | |

| | | | |
|---------|---------------------|----------------------|--|
| 特別土地保有税 | 第124条の2（特別土地保有税の減免） | 番号法の改正に伴い、引用条項を改めるもの | |
|---------|---------------------|----------------------|--|

議案第39号

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定による利用特定個人情報又は前項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報又は特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出</p> | <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する住民情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による利用特定個人情報又は第3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報又は特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出</p> |

があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

| 機関 | 事務 |
|-------|-----|
| 10 市長 | [略] |

別表第2（第4条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|--|--|
| 1 市長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方 |

があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

| 機関 | 事務 |
|-------|--|
| 10 市長 | [略] |
| 11 市長 | <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u> |

別表第2（第4条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|--|--|
| 1 市長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方 |

| | | |
|------|--|---|
| | | 税関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|------|--|--|
| | | 税関係情報」という。)であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 2 市長 | 乳幼児等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 3 市長 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 4 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|------|---|--|------|---|--|
| | 収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの | | 収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | | | | <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 5 市長 | 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 5 市長 | 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの | | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | | | | <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 6 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 6 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|------|--|---|------|--|---|
| | 援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | 援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 7 市長 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | 小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの | 8 市長 | 小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの | 9 市長 | おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|-------|--|---|-------|--|---|
| 10 市長 | 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 10 市長 | 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの | | | 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの |
| | | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の | | | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の |

| | | | | | |
|-------|--|--|-------|--|--|
| | | 支給に関する情報であって規則で定めるもの | | | 支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの | | | 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 11 市長 | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 11 市長 | 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの | | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |
| 12 市長 | 産後ケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 12 市長 | 産後ケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの | | | 生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u> |

| | | | | | |
|--------------------|---|---------------------|-------|---|---------------------|
| 13 市長 | 一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 13 市長 | 一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 特別支援学級等に就学する児童又は生徒に係る就学等に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 14 市長 | 特別支援学級等に就学する児童又は生徒に係る就学等に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 15 市長 | 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 15 市長 | 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|-----------|-------------|-------|-------|--|-----------|-------------|-------|-------|--|
| 別表（第3条関係） | | | | | 別表（第3条関係） | | | | |
| 公職名 | 給料月額 (円) | 報酬 | | | 公職名 | 給料月額 (円) | 報酬 | | |
| | | 年額(円) | 月額(円) | 日額(円) | | | 年額(円) | 月額(円) | 日額(円) |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 選挙長 | | | | 10,800円 以内で、 従事する 時間に 応じ、 選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | 選挙長 | | | | 12,200円 以内で、 従事する 時間に 応じ、 選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |

| | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|---|--------------|--|--|--|---|
| 投票所の投票管理者 | | | | <u>12,800</u> | 投票所の投票管理者 | | | | <u>14,500</u> |
| 共通投票所の投票管理者 | | | | <u>12,800</u> | 共通投票所の投票管理者 | | | | <u>14,500</u> |
| 期日前投票所の投票管理者 | | | | <u>11,300円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | 期日前投票所の投票管理者 | | | | <u>12,800円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |
| 開票管理者 | | | | <u>10,800円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | 開票管理者 | | | | <u>12,200円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |
| 選挙立会人 | | | | <u>8,900円</u> 以内で、 従事する 時間に応 | 選挙立会人 | | | | <u>10,100円</u> 以内で、 従事する 時間に応 |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| | | | | じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | | | | じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |
| 投票所の投票立会人 | | | | <u>10,900</u> | 投票所の投票立会人 | | | <u>12,400</u> |
| 共通投票所の投票立会 人 | | | | <u>10,900</u> | 共通投票所の投票立会 人 | | | <u>12,400</u> |
| 期日前投票所の投票立 会人 | | | | <u>9,600 円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | 期日前投票所の投票立 会人 | | | <u>10,900 円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |
| 公職選挙法施行令（昭和 25年政令第89号）第55 条第2項及び第4項第 2号の規定により都道 府県選挙管理委員会が 指定した病院等の不在 者投票の投票立会人 | | | | <u>10,900円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し | 公職選挙法施行令（昭和 25年政令第89号）第55 条第2項及び第4項第 2号の規定により都道 府県選挙管理委員会が 指定した病院等の不在 者投票の投票立会人 | | | <u>12,400円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|---|-------|--|--|--|--|
| | | | | て定める 額 | | | | | て定める 額 |
| 開票立会人 | | | | <u>8,900 円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 | 開票立会人 | | | | <u>10,100 円</u> 以内で、 従事する 時間に応 じ、選挙 管理委員 会が市長 と協議し て定める 額 |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

一 関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|--|--|
| 1 | <p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額_____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施</p> | <p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施</p> |

行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）

行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）

に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族

に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族

| | |
|--|--|
| <p>であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____</p> <hr/> <p>_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 扶養親族_____の氏名</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) <u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> |
| <p>2 附 則</p> | <p>附 則</p> <p><u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u></p> <p>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをい</p> |

う。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第89条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分の規定 令和8年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分の規定 令和8年4月1日
- (3) 表3の項の改正部分の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の一関市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、一関市市税条例第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 一関市市税条例第90条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号におい

て同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第41号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

| 要旨 | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---------------------------------------|---|--|-----------|------------------------|---------|------|--------|----------|
| <p>【個人市民税】 個人市民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備など</p> <p>【市たばこ税】 加熱式たばこの課税標準の特例の新設</p> <p>【公示送達】 掲示場への掲示のほか、インターネットで閲覧可能とするための規定の整備</p> | | | | | | | | | | |
| 一関市市税条例の一部改正 | | | | | | | | | | |
| 項 | 税目 | 条項 (改正前) | 改正理由・内容 | 施行期日 | | | | | | |
| 1 | 市民税 | 第35条の2 (所得控除) | 地方税法の改正により、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するもの | 令和8年1月1日 | | | | | | |
| | | 第37条の2 (市民税の申告) | 地方税法の改正により、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等の受給者の個人市民税申告義務に係る規定を整備するもの | | | | | | | |
| | | 第37条の3の2 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) | 地方税法の改正により、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するもの | | | | | | | |
| | | 第37条の3の3 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) | 地方税法の改正により、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するもの | | | | | | | |
| 2 | 市たばこ税 | 附則第16条の2の2 (加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例) | <p>地方税法の改正により、市たばこ税の課税標準 (売渡し等に係る製造たばこの本数) の換算方法の特例を追加するもの</p> <p>紙巻たばこ1本の換算方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th>加熱式たばこの重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ</td> <td style="text-align: center;">0.35グラム</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">0.2グラム</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 加熱式たばこの重量 | 紙その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ | 0.35グラム | 上記以外 | 0.2グラム | 令和8年4月1日 |
| 区分 | 加熱式たばこの重量 | | | | | | | | | |
| 紙その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ | 0.35グラム | | | | | | | | | |
| 上記以外 | 0.2グラム | | | | | | | | | |
| 3 | | 第19条 (公示送達) | 地方税法の改正により、公示事項が記載された書面の市役所の掲示場への掲示に加えて、電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置の規定を追加するもの | 地方税法等の一部を改正する法律 (令和5年法律第1号) 附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日 | | | | | | |
| | | 第19条の2 (納税証明事項) | 第19条の改正に伴う文言整理 | | | | | | | |

議案第42号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> |

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2・3 [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

| 項目 | | | 税率等 |
|-----|-----|----|-------|
| 第3条 | 所得割 | 税率 | 7.57% |
| [略] | | | |

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

| 項目 | | | 税率等 |
|-----|-----|----|-------|
| 第6条 | 所得割 | 税率 | 2.80% |
| [略] | | | |

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

| 項目 | | | 軽減額 | |
|----------|-------------|---|-------------------|---------|
| [略] | | | | |
| 5割 軽減 | 第21条第1項第2号ア | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 9,900円 | |
| | 第21条第1項第2号イ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 10,150円 |
| | | | 特定世帯 | 5,075円 |
| | | 特定継続世帯 | 7,612円 | |
| 2割 軽減 | 第21条第1項第3号ア | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,960円 | |

基礎課税額分の税率等

| 項目 | | | 税率等 |
|-----|-----|----|-------|
| 第3条 | 所得割 | 税率 | 7.56% |
| [略] | | | |

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

| 項目 | | | 税率等 |
|-----|-----|----|-------|
| 第6条 | 所得割 | 税率 | 2.78% |
| [略] | | | |

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

| 項目 | | | 軽減額 | |
|----------|-------------|---|-------------------|---------|
| [略] | | | | |
| 5割 軽減 | 第21条第1項第2号ア | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 9,900円 | |
| | 第21条第1項第2号イ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 10,150円 |
| | | | 特定世帯 | 5,075円 |
| | | 特定継続世帯 | 7,612円 | |
| 2割 軽減 | 第21条第1項第3号ア | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,960円 | |

| | | | |
|-------------|---|-------------------|--------|
| 第21条第1項第3号イ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 4,060円 |
| | | 特定世帯 | 2,030円 |
| | | 特定継続世帯 | 3,045円 |

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

| 項目 | | 軽減額 | | |
|------|-------------|---|-------------------|--------|
| [略] | | | | |
| 5割軽減 | 第21条第1項第2号ウ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,550円 | |
| | 第21条第1項第2号エ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×295,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 3,700円 |
| | | | 特定世帯 | 1,850円 |
| | | 特定継続世帯 | 2,775円 | |
| 2割軽減 | 第21条第1項第3号ウ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 1,420円 | |
| | 第21条第1項第3号エ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×545,000円以下の世帯1世帯当 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 1,480円 |
| | | | 特定世帯 | 740円 |

| | | | |
|-------------|---|-------------------|--------|
| 第21条第1項第3号イ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 4,060円 |
| | | 特定世帯 | 2,030円 |
| | | 特定継続世帯 | 3,045円 |

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

| 項目 | | 軽減額 | | |
|------|-------------|---|-------------------|--------|
| [略] | | | | |
| 5割軽減 | 第21条第1項第2号ウ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,550円 | |
| | 第21条第1項第2号エ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 3,700円 |
| | | | 特定世帯 | 1,850円 |
| | | 特定継続世帯 | 2,775円 | |
| 2割軽減 | 第21条第1項第3号ウ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 1,420円 | |
| | 第21条第1項第3号エ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×560,000円以下の世帯1世帯当 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 1,480円 |
| | | | 特定世帯 | 740円 |

| | | | | |
|--|--|------------|--------|--------|
| | | たりの平等割の軽減額 | 特定継続世帯 | 1,110円 |
|--|--|------------|--------|--------|

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

| 項目 | | | 軽減額 |
|------|-------------|--|--------|
| [略] | | | |
| 5割軽減 | 第21条第1項第2号オ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>295,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,850円 |
| | 第21条第1項第2号カ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>295,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 2,900円 |
| 2割軽減 | 第21条第1項第3号オ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 1,540円 |
| | 第21条第1項第3号カ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>545,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 1,160円 |

| | | | | |
|--|--|------------|--------|--------|
| | | たりの平等割の軽減額 | 特定継続世帯 | 1,110円 |
|--|--|------------|--------|--------|

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

| 項目 | | | 軽減額 |
|------|-------------|--|--------|
| [略] | | | |
| 5割軽減 | 第21条第1項第2号オ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 3,850円 |
| | 第21条第1項第2号カ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 2,900円 |
| 2割軽減 | 第21条第1項第3号オ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額 | 1,540円 |
| | 第21条第1項第3号カ | 世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額 | 1,160円 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第43号

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

一 関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7.73円</u>に法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> | <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<u>8.38円</u>に法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> |
| <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 一関市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7.73円</u>を超えるときは、<u>7.73円</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額</p> | <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 一関市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8.38円</u>を超えるときは、<u>8.38円</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額</p> |

を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 一 関市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541.31円に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28.35円にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 一 関市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586.88円に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30.73円にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の一関市議会議員及び一関市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。